

明治期における日本の尋常小学校の「夏休帖」等に関する研究

深谷 圭助*

Research on “Summer Vacation Homework” of
Japanese Elementary Schools in Meiji Era.

FUKAYA Keisuke

要 約

本研究の目的は、明治後期における日本の小学校の夏休みの宿題である「夏休帖」などを調査・分析することにより、明治時代、尋常小学校における、夏休みの宿題の実態と、夏休みの宿題の意義について明らかにすることである。「夏休帖」とは、明治後期に見られた小学校の夏休みの宿題のプリントを綴った冊子のことである。

本研究の結果、3つの事実が明らかになった。(1)明治時代における小学校の夏休みの宿題は、1910年頃に出現した。(2)夏休みの宿題の内容は、国定教科書の内容を反映したものであった。(3)夏休みの宿題の内容は、児童の夏休み中の活動的な学びを促すものがあつた。1910年ごろ、日本の小学校の夏休みの宿題は、復習による学力定着をめざしたものであった。「等級制度」から「学級制度」への移行期における「学力低下に関する問題」が夏休みの宿題の登場の背景に存在していた。

キーワード：夏休みの宿題、夏休帖、明治時代の日本の尋常小学校

1. はじめに

夏季休業中、児童や保護者は「夏休みの宿題」に忙殺され、教師は大量の宿題の「処理」に追われている。宿題の意義を見出すことのできない保護者は、宿題代行業者を利用するようになり、文部科学省はこれを問題視するようになった¹⁾。千代田区立麹町中学校では、それまでの慣例を見直し、夏休みの宿題を全廃して大きな反響を呼んだ²⁾。夏休みの宿題の有効性が児童、保護者、教師から疑問視される一方、長年の慣習を止める判断は難しい。形骸化した夏休みの宿題の意義を再考する必要がある。本研究の目的は、明治後期における尋常小学校の夏休みの宿題である「夏休帖(なつやすみじょう)」等を調査・

分析することで、尋常小学校の「夏休みの宿題」の実態とその意義について明らかにすることである。「夏休帖」とは、明治後期に見られた夏休みの宿題の用紙を綴った冊子のことである。

2. 先行研究の検討

夏休みの宿題の歴史に関する研究は、管見の限り少ない。夏休みの宿題の歴史に関して、佐藤秀夫が、「夏休みと宿題」(『学校教育うらおもて事典』小学館、2000年、100-105頁)、と、同「夏休み」(『学校ことはじめ事典』小学館、1987年、34頁)において、その起源や、歴史的意義について記しているが、これらは一般向けの啓発書としてとして刊行されたものである。佐藤の夏休みの宿題に関する論稿は、近代日本における夏休みの宿題の見方に影響を与えて

* 中部大学現代教育学部現代教育学科

いるが、具体的な夏休みの宿題に関わる史料を分析、検討した研究ではない。

北濱幹士「明治時代後期の尋常小学校における夏季休暇：宮崎県の公文書資料と夏休みの事例を中心に」（『東海大学短期大学紀要』第46号、東海大学短期大学紀要編集委員会、2012年、13-19頁）は、宮崎県文書センターに収蔵されている史料を利用し、明治後期の尋常小学校の夏休みの過ごし方に関する研究である。明治後期の夏休みの宿題について取り上げているものの、当時の夏休みの宿題の実態や意義について分析したものではない。

本研究では、近代、特に明治期における夏休みの宿題である「夏休帖」等について調査・分析し、その目的と意義を明らかにすることを目指したい。

3. 「夏休帖」誕生の背景

(1) 近代日本における夏休みの誕生

近代日本の学校における夏休みはいつから始まったのだろうか。日本の夏休みは明治維新後のお雇い外国人による「夏休暇」の取得から始まると言われている³⁾。滋賀県公文書館所蔵「官省御達綴」1875(明治8)の中に夏休暇に関する「敦賀縣公文書」が残されている。

當省所轄官立学校雇外國教員別紙名前之者當夏休業中学術と實驗及健康保全等々之為貴管内旅行致候共、此段當心得御達候事 文部大輔 田中不二磨

東京外国語学校雇独逸人アトルム、ヘルム、東京医学校雇独逸人コッピウス、東京開成学校雇米人ウェーダル … 以下中略（著者による）

この記録は、敦賀県県令に対して、文部大輔田中不二磨が文部省所轄の官立学校の「お雇い外国人教師」の夏休業中における学術、実験、健康保全等を目的とした敦賀県内旅行を通達したものである。1875(明治8)年夏、お雇い外国人教師は、夏期休暇を取得しており、官立学校はその期間、彼等による講義は行われていなかったと推測される。お雇い外国人が持ち込んだ夏休暇取得の習慣は、1881(明治14年)小学校教則綱領(明治十四年五月四日文部

省達第十二号)第7条「小学校ニ於テハ日曜日、夏季冬季休業日及大祭日、祝日等ヲ除クノ外授業スヘキモノトス」によって、法的に規定され、尋常小学校でも夏季休業、冬期休業がとられることになった。

(2) 夏休みの宿題の起源とその理由

実際に夏休みの宿題は、いつから行われていたのだろうか。夏季休業開始で、尋常小学校児童に対して、夏休みの宿題が課せられるようになったという訳ではなかったようである。夏季休業が法的に規定された1881年から、1907年まで、夏休みの宿題に関する記録は、管見の限り存在しない。本研究において、確認できた最古の夏休みの宿題は、1908(明治41)年7月31日付の愛媛県上宇和尋常小学校の夏休みの宿題(西予市開明学校蔵)であり、「夏休帖(夏休みの宿題を冊子体に纏めたもの)」として確認できたものは、京都市成徳尋常小学校3年『夏休の仕事』[1909(明治42)年](京都市学校歴史博物館所蔵)であった。1910(明治43)年7月に文部省普通学務局長が「夏季休業中ノ如キ長期ノ間児童休学中復習及ビ科外読物ニ関スル件」に関する調査を宮崎県知事に依頼していることから、この時期には夏休みの復習課題を児童、保護者に提示していたことが確認できる。

なぜ1900年代に入ってから夏休みの宿題が登場するようになったのだろうか。その理由として考えられるのは、①学級教授における学力低下への懸念と、②国定教科書の普及による復習の易行化である。

まず、「学級教授における学力低下への懸念」についてである。1891(明治24)年、試験による進級が行われる等級が廃止されるまで、同じ等級の児童であっても学習進度は異なっていた。依って、同じ学習内容を夏休みの宿題として等級に所属する児童に提示することはなかったと考えられる。「等級」に代わる「学級」という概念が規定されるのは1891(明治24)年の文部省令第12号「学級編制ニ関スル規則」である。等級が廃され、学級での学力定着の為の既習事項復習と学習習慣の定着は、試験を動機づけとすることが不可となつてからの産物であり、夏休みの宿題は、学級教授を補完する復習として位置付けられた。1890年代から1900年代における活動主義や自学主義の流行の要因は、決して一

様ではないが、当時の学級教授の困難を背景としていたことは明らかである。1900年代、学級制一斉教授法が広く一般的に普及したことにより、学級教授の課題が浮き彫りにされた。学級教授の困難は、進級試験という学習動機づけを失ったことによる困難であり、学級教授による学力獲得に対する疑問であった。1900年代の「自習法」や「復習法」の登場は、児童の学力向上と学習方略取得を目指したものである⁴⁾。この復習法の実践としての夏休みの宿題「夏休帖」の実践と捉えることができる。

次に「国定教科書の普及による復習の易行化」についてである。夏休みの宿題帳である「夏休帖」は、1900年代後半から見られるようになったが、1900年代以降の「夏休帖」の多くは、設問が、国定教科書の内容に対応した復習となっていた。夏休帖の内容を、夏季休業期間中に、各自自学により実施するためには、各児童が、教科書を持っていないといけないということである。1900年代、尋常小学校における就学率が90%を超え、国民皆学が実現しつつある中で、児童が国定教科書と帳面を用いて学習が行われた1910年頃、教科書の復習を自宅で行うことが一般に可能になったのである。

以上のように、学級教授における学習への「動機づけ」の問題の克服と、教科書国定化による教科書普及による復習の易行化により、「復習法」に関する研究が進み、夏休みの宿題としての「夏休帖」は誕生したと考えられるのである。

「復習法」の実践研究として重要なのは、1908（明治41）年に鹿児島県師範学校附属小学校において実践された「復習に関する研究」である。これは、当時鹿児島県師範学校教頭木下竹次と当時の同校附属小学校主事有永真人が取り組んだ復習法研究であり、教授と復習（後習）の融合により学力向上を目指すものであった。これは、木下竹次の「奈良の学習法」に発展する実践であった。宮崎は、鹿児島の影響を色濃く受けた地域であった。1910（明治43）年7月宮崎県知事宛に文部省普通学務局長が「夏季休業中ノ如キ長期ノ間児童休学中復習及び科外読物ニ関スル件」について諮問し、宮崎県知事が答申を行っている。その答申において、復習法実施学校についての数字が示されている。

復習法実施ノ学校数二百六十七校中二百三十三校。復習ノ方法中最モ適切ト認メルモノハ前述ノ二、三ノ方法ニシテ殊ニ復習帖ヲ所持セシメタルカ如キハ児童ニ頗ル興味ヲ以テ之ヲ迎ヘ復習ノ實ヲ挙げ得タルカ如シ。然レドモ尚其ノ材料等ハ充分研究ヲ要スルモノアリ

この答申に示されているように、宮崎県では、267校中233校が「復習法」を実施し、「復習帖」を所持させることで学習の動機づけを行っていた。同県では、夏休みの宿題を「暑中休暇復習帖」として、学力定着のための「夏休帖」を活用させていた。

4. 明治後期の尋常小学校における「夏休帖」等の実際

（1）蒟蒻版・謄写版印刷による和紙版「夏休帖」

明治後期、1900年代以降における夏休みの宿題「夏休帖」は、実際にどのような形状のものだったのか。そして、どのような内容を有していたのだろうか。

1910（明治43）年頃の「夏休帖」の多くは、和紙（半紙）に問題が印刷されたものを児童が解答し、それを綴ったものであった。和紙に蒟蒻版（ヘクトグラフ）で印刷されたものと、洋紙に謄写版で印刷されたものが混在していた。謄写された紙に、児童は毛筆、鉛筆、ペンなど、様々な筆記具で書き込んでいた。児童は、謄写された和紙の学習プリントを、綿糸や紙縫りで綴り持参したようである。洋紙の帳面が小学校児童の間で普及するのは、1910年代以降であり、それまでは手習双紙を家で親に読んでもらっていた。1910（明治43）年、愛媛県上宇和尋常小学校2学年『夏休ノ仕事』に「九月にがくかうへおいでるときには、そうしをあたらしくこしらへてもらいなさい（傍点は筆者による）」とあることから分かるように、「そうし（双紙）」を家で読ませて、持ってくる習慣があったことが分かる。

佐藤秀夫は、「書くことを予定して綴じ合わせる」のは、ノート・筆記帳の出現、紙の大量消費が可能になって初めて実現すると述べている⁵⁾。1907（明治40）年頃には、大阪鐘美堂で、国定教科書と同

じ版型である菊版の雑記帳が生産されるようになる。正にこの時期に、書き込み式の和紙や改良半紙を用いた手習双紙状の「夏休帖」と和紙、改良半紙に書き付けた後で児童が紙縫りで綴った「夏休帖」、そして、洋紙活版印刷の「夏休み帖」の3種類が出現したのである。これらの「夏休帖」の出現により、夏季休業中において、家庭においても学校教育は行われるということとなったのである。

(2) 活版印刷による洋紙版「夏休帖」の登場

1911（明治44）年浅見文昌堂出版『国定教科書準拠暑中学校（尋常小学第3学年）』（松本市開智学校所蔵）は、市販の、洋紙に印刷された冊子状の「夏休帖」として最初期のものである。内容は、国定教科書の内容に対応した「おさらへ」となっている。これは、国定教科書が、夏休み期間中、自宅にあることを想定したものである。

全国統一の国定教科書が、各児童の手元にあるということが、復習を主とした「夏休帖」の編集において重要であった。文部省編『学制百年』（帝国地方行政学会、1981年）に依れば、教科書国定化により、保護者の金銭的負担を軽減するため、教科書価格が低く設定された。文部省は、教科書見本を提示し、文字の大きさ、挿絵、ページ数・行数および毎行の字数等を全て見本に依拠させ、用紙印刷についても厳格な標準を示し、定価の最高額を定めた。1904（明治37）年から1911（明治44）年に国定教科書の使用が漸次始まり、全国統一の教科書となった。さらに、教科書の最高額を定め、教科書定価が従来よりも安く設定されたことにより、国定教科書が普及し、小学校教育内容の全国標準化が進行した。

安価になった教科書は児童らに行き渡り、国定教科書の内容の復習を夏季休業期間に行う条件が整ったのである。以後、全国の各尋常小学校で「夏休帖」が製作され、一部例外もあるが、多くの場合、国定教科書の内容を引用して定められるようになった。

5. 明治後期における「夏休帖」等のねらい

1910（明治43）年7月文部省普通学務局長松村茂助は、宮崎県知事に対し「小学校児童をして長期休業に既習の教科目を復習せしむるに最適なる方法如

何」との諮問を行った。

それに対して、宮崎県では、夏休みの復習方法としての「夏休帖」「復習帖」に関わる調査結果を報告している。この報告の中で、宮崎県師範学校附属小学校校長は、以下の報告を行っている。

夏季休業中ニ於ケル小学校児童ノ復習実施ノ状況

夏季休業中小学校児童ノ復習ニ就テハ従来種々ノ方法ニヨリ児童ノ心身ヲ害セサル範囲ニ於テ之ヲ実施シ勸奨シタル結果 多数ノ学校ニ於テ之ヲ実施シスルニ至リ成績亦佳良ナルヲ認ム 其ノ実施ニ当リ学校ハ一定ノ方針ヲ定メ復習セシムヘキ材料方法等ハ各学級ニ於テ予定シ之ノ実行ニ努メタリ而シテ休業前父兄懇話会又母親会等を開催シ休業中ニ於ケル児童ニ対スル注意ハ勿論父兄母親ノ児童ノ復習ニ対スル注意ヲ促シ其ノ有効ナランコトヲ期シヨリ今復習ノ實施方法ヲ評記スレハ左ノ如シ

多数ノ學校ニアリテハ一學期毎ニ教授シタル各教科或ハ一、二ノ教科ニ亘リ各学年別ニ問題ヲ選定シ（日数ヲ配当シ）之ヲ謄写シテ帖簿トナシ児童ニ配シ各自宅ニアリテ自ラ復習スル便ナラシメタリ（添付ノ復習帖ノ如シ）

又、或ル學校ニ於テハ休業前ニ各教科或ハ一、二ノ教科ニ亘リ復習セシムヘキ課題ヲ謄写シテ児童ニ配布シ復習セシメタルモノアリ

ここでは、児童の学業成績の向上のために、夏季休業中の復習は有効であり、宮崎県内の多くの小学校で実施されていたと述べられている。具体的な夏季休業中の復習の実施方法としては、2通りある。

多くの学校が採用している実施方法は、各教科、あるいは一部の教科で、一学期に教授した内容に基づき問題を選定し、各学年別に問題を夏休みの日数に応じて配当し、半紙に謄写し、児童に帳簿状にしたものを配当することである。

もう一つの実施方法としては、夏季休業前に各教科あるいは一部の教科から復習させるべき課題を選び、謄写して児童に配布して復習させるというものである。

この時期には、まだ市販テキストとしての夏休学習帳は普及しておらず、尋常小学校において問題を

夏休みの日別に配当し、謄写されたものを冊子状にした「夏休帖（復習帖）」、もしくは、課題一覧を謄写したものを配布し、其々、半紙に課業を書き付けてから綴じる形式が一般的であった。この「夏休帖」の内容を児童に復習として課することに関して、文部省普通学務局の諮問に対する宮崎県知事の答申に以下の様な記述がある。

夏季休業は其目的として児童心理の休養にあることは勿論なれば、其間に既習の教科目を復習せしむるには彼らの心身体養を餘に害せざる範囲に於て課せざるべからず。故に大体の方針としては餘り命令的義務的に課するよりは寧ろ彼らの自発的に復習するに任すを可とす。然して其要求する所は左の三項に帰着すべし。

①既習の事項を忘却せしめざること、②自学の習慣を養ふこと、③成るべく既習事項を実地に活用せしむること

上述の如く休業中の復習は主には児童の自発的復習に任すべしと雖も学校若くは教師として何も児童に方針を示さざらん、到底、良結果を得ること難く是に於いてか

と述べ、夏季休業中の復習に関して、①学校として統一せる予定案を要す、②学級をしても統一せる予定案を要す、③児童各個の事情に応じて特に定案を立つるを要す、と児童に長期休業中に各教科の既習事項の復習をどのようにさせればよいかについて答申している。「餘り命令的義務的に課するよりも寧ろ自発的に復習するに任すを可とす」という文や「成るべく既習事項を実地に活用せしむること」という文は、児童心理に対する理解故の文章であり、「既習事項を実地に活用せしむる」という言葉は、現代における「習得」「活用」「探究」に通ずるものがあり興味深い。そして、「主には児童の自発的復習に任すべしと雖も学校若くは教師として何も児童に方針を示さざらん、到底、良結果を得ること難く是に於いてか」として、「学校」「学級」の統一的な予定案の作成や、個々の児童の実態に即した予定案策定の重要性等を指摘している点も注目されるべきであろう。明治後期の「夏休帖」のねらいは、既習事項の復習をさせることであったが、その内容は宮崎県

においては規定されており、国定教科書の内容、教授細目の内容に基づくものであった。それらの内容を、自発的に復習させ、自学の習慣を養い、既習事項を実地に活用することが求められていた。では、実際にどのように自発的に復習させ、自学の習慣を養い、既習事項を実地に活用させていたのであろうか。

6. 明治後期における「夏休帖」の実際

(1) 京都市立成徳尋常小学校の「夏休帖」、『夏休の仕事』（1909年）

1909（明治42）年8月、京都市成徳尋常小学校第3学年『夏休の仕事』には、国定教科書の復習とは異なる学習方針が示されている。例えば、「この帳には自分の好きなことを何でもなさい」とし、教科目毎に学習例を示している。

- ・修身は父母、そのほかの人から聞いた、かんしんな話、又は心得、格言、成徳十ヶ条など書くがよろしい
- ・綴り方はじぶんの見たこと書いたこと、思ったこと、旅行したことなど自分の作った文でも歌でも新体詩でもほっくでもここに清書しなさい
- ・おもしろい考へもの、なぞかけ、組字などは問題と答えとを書きなさい。例へば、上からよんでも下からよんでも同じものは…しんぶんし
- ・親類の所と名、京都の町の名、かんぱんの文字、知ってをる花、鳥、獸、魚、草、木などの名を知ってをるだけ書くもよろしい

この『夏休の仕事』に取り組んだ尋常3年T. S児は、綴方「べんきょー」、算術「計算」、書方「前後」読方「森の小鳥」、図画「大和絵（武士）」手工「折紙」といった内容を半紙に書き、紙縫で草紙状に綴じている。成徳尋常小学校『夏休の仕事』では、国定教科書に依らず、既習事項を実地で活用させることによる学習動機づけを試みていることが分かる。

(2) 京都市銅駝尋常小学校における「夏休帖」（1911-1913年）

銅駝尋常小学校は先述の成徳尋常小学校と同様、

京都の尋常小学校である。銅駝尋常小学校1年のT. Y児の「夏休帖」を取り上げる。この1911（明治44）年7月に作成された「夏休帖」は、「家庭への希望」「夏休み中ノ心得」「ナツヤスミデフヲツカフココロエ」が、其々和紙（半紙）に凸版印刷したものが4頁分、学習内容を記してある蒟蒻版印刷の頁が42頁分、合計46頁で構成され、綿糸で綴じてある。

家庭への希望

- 一 夏休み中に児童の衛生に注意を願ひます。
- 二 夏休み中、児童の学業復習に注意を願ひます。
- 三 夏休み中、児童の遊びに注意を願ひます。
- 四 夏休み中の心得、夏休帖を使ふ心得につき児童をして、あやまらない様に注意を願ひます。
- 五 夏休帖にある復習事項は児童皆一様になってありますが、復習などは児童の身体の強弱其他によって多少斟酌せねばならぬのでありますから、此点には特にご注意をお願いします。

明治四十四年七月 銅駝尋常小学校

「夏休帖」の使用上の心得については、下記の通り、別頁にて定めてある。

ナツヤスミデフヲツカフココロエ

- 一 オヤスミノウチハ、コノナツヤスミデフデオサラヘヲスルノデス。
- 二 マイニチーマイヅツキレイニカキナサイ、ニチエウビハヤスムノデス。
- 三 オヤスミノウチデトウカトハツカトノ九ジニガクカウヘモツテオイデナサイ。
- 四 オヤスミガスンデガクカウヘクルトキニモツテキテオミセナサイ。

以下は、1913（大正2）年の銅駝尋常小学校3年T. Y児の「夏休帖」の前書きである。

夏休帖を使ふ心得

- 一 この夏休帖には次に書いてある事柄によって夏休中毎日復習してきれいに書きなさい。
- 二 紙がなくなったら同じやうな紙をたしてお書きなさい。
- 三 夏休中定められた日にこの夏休帖を持ってき

なさい。

夏休中のおさらへ

- 一 日記は病氣の他は、毎日きとおかきなさい。
- 二 色色のおさらへは、病氣の時やよそへあそびにいった時、いそがしかった時、又、おまつりのやうな時にはせなくてもよろしい。
- 三 算術は十五頁から三十一頁までを一頁のうちから十だいほどづつ、一日おきにおさらへなさい。
- 四 讀方は一日おきに一課か二課ほどづつおさらへをして、その中のむつかしいかん字だけを書取なさい。
- 五 書方や圖画や手工は十日に一どづつ、きとしあげることにして、あとは、すきなときにすきなだけしなさい。

T. Y児が1年生だった、1911（明治44）年の「夏休帖」と比べると、国定教科書内容の復習に内容が傾斜している様子が分かる。尋常科1年の頃の「夏休帖」の内容は、国定教科書の内容に必ずしも依拠していないのは、尋常科1年という時期であるからなのか、あるいは、国定教科書の普及が十分に進んでいなかったからなのかは不明である。

7. 「夏休帖」は、どのように誕生したのか

一愛媛県上宇和尋常小学校における「夏休帖」登場（1905-1908年）を例として一

「明治三十八年三月起『学校事業』上宇和尋常小学校（西予市開明学校所蔵）」に上宇和尋常小学校の長期休暇中課題の変遷を示す史料が残されている。これは、1905（明治38）年から1910年頃までの、夏休みにおいて、どのような稼業を児童、家庭に求めていたかを示すものである。以下は、1904（明治37）年11月に上宇和尋常小学校に織田富次郎が校長として着任し、1905（明治38）年3月の春休み前に保護者宛に提示した文章である。

子供を、みちびくにはわるいことを、しかるよりも、其の善きことを、みとどけて、之をすすめ、自然と、善き、方に心を、しむくるが、大切と、存じます、これゆへ、學校では、すこしな、こと

でも、取りあげ、善行者として、書きとめてをります、私が昨年十一月に、此の學校へ参りましてから、かく、おおぜいの、善行者を見ることが、できたのを、よろこんで、居ます、御内におかれまして、此のつもりで、御みちびきを、願ひます

明治三十八年三月

上宇和尋常小学校長 織田富次郎

この時、冬期休業中に児童が行った善行を調査、紹介している。上宇和尋常小学校の学校事業記録を読む限り、冬休み中の課業として善行を課題として課しているかどうかは不明であるが、調査した善行を文書で紹介することを通して、善行を促すように工夫していることが伺われる。同校における長期休業中の課業の始まりを思わせる記録である。

冬期休業中生徒の志た仕事を取調べま志たから御参考までに御目にかけます

明治三十八年三月

上宇和尋常小学校長 織田富次郎

1905（明治38）年7月31日、夏季休業に入る前に、織田富次郎は以下の文書を保護者に示している。この文書でも、冬休みの善行について紹介しているが、「善行」を課業とはしていないようである。

八月一日から同三十一日まで夏休みです、この休み中は兎角わがままになり、習ひたることを忘れ身体の元氣を失ふことがありますから、よくおきを付け下さい、この前の冬休み中生徒の善行を取り調べたものがありますからご参考までに御目にかけます

明治三十七年七月三十一日

上宇和尋常小学校長 織田富次郎

1906（明治39）年、冬期休業前の12月24日に以下の文書が示されている。この文書にも、善行を課業とするとはせず、前の長期休業である夏季休業中における児童の善行について紹介するのみである。

明廿五日より来年の一月七日まで冬期休業ですからなにか御氣をつけて下さい。これは夏期休業

中生徒の善行を取調べたものですから御参考までに御目にかけます。

明治三十九年拾二月廿四日

上宇和尋常小学校長 織田富次郎

1907（明治40）年7月31日、以下の文書が校長名で保護者宛に示されている。夏季休業中の善行を促す文書である。冬期休業中の児童の善行を調べたものを示して活動意欲を促している。

八月一日から同三十一日まで夏休みです、この休みは永い間ですから兎角わがままになり、習ひたることを忘れ、からだの元氣を失ふことがありますからよくおきを付け下さい、この前の冬休中生徒の善行を取調べたものがありますから御参考までに御目にかけます 一學年は九月一日から硯や草紙がいます。

明治四十年七月三十一日

上宇和尋常小学校長 織田富次郎

1907（明治40）年12月24日に、以下の文書が校長名で保護者宛に示されている。「例によりまして夏季休業中の善行者を取調べたものを御目にかけます」とあるが、夏季休業中の善行者の善行は「生徒の日誌によって調べたもの」とある為、夏休み中の課業として「日誌」に善行を書かせていたのではないかと推察される。ここまでは、国定教科書の内容に基づいて「夏休帖」の課題が示されていた形跡はない。善行を夏休み中の課業として日誌に綴らせるということまでである。

明廿五日より来年の一月七日まで冬期休業です、休み中の心得はよく生徒に申しておきました、特に世話を焼かすような子がありましたなら學校へ御知らせを願ひます、例によりまして夏期休業中の善行者を取調べたものを御目にかけます、これは生徒の日誌によって調べたものです。

明治四十年十二月十四日

上宇和尋常小学校長 織田富次郎

1908（明治41）年7月31日、以下の様に、初めて保護者向け文書が謄写版印刷・配布され、夏休み

の課題について具体的に示された。「本年は、生徒のするしごとを、しらべて、もらいましたから、それを一枚づつくばり、そのとおり、精出すよふ申しつけましたから、御内に置かれても、十分おきをつけ、朝のすずしい間に、毎日、左の時間ぐらい、勉強させてください。尋常一・二學年、半時間。尋常三・四學年、一時間。尋常五・六學年、二時間」と具体的な課業を行う時間の目安を示している。

ここで述べている「生徒のするしごと」とは、夏休みの課題であり、「一枚づつくばり」というのは、蒟蒻版印刷をして配り、綴じて提出させるという方法をとっているということである。この時から、学年毎に夏休み中の学習内容が、国定教科書内容に基づいて具体的に示されるようになっていく。3年生以上の児童に対しては、8月1日から8月10日、8月11日から8月20日、8月21日から8月31日の3期に分けて、課題を示している。

八月一日から同三十一日まで夏休みであります。まことに、永いあいの休みですから、習いましたこともわすれ、からだのげんきもへり、わがままになってこまりますから、本年は、生徒のするしごとを、しらべてもらいましたから、それを一枚づつくばり、そのとおり、精出すよふ申しつけましたから、御内に置かれても、十分おきをつけ、朝のすずしい間に、毎日、左の時間ぐらい、勉強させてください。

尋常一、二學年は半時間。尋常三、四學年は一時間。尋常五、六學年は二時間

明治四十一年七月三十一日

上宇和尋常小學校長 織田富次郎

8. おわりに

本研究では、明治後期における尋常小学校の夏季休業課題帳である「夏休帖」等を調査・分析することで、尋常小学校の「夏休みの宿題」の実態とその意義について明らかにしてきた。夏休みの宿題の発生は1910年頃からと考えられる。この時期は、1904年から1910年にかけて全国統一の内容で、安価な価格で頒布された国定教科書が普及する時期で

あり、夏休み中に国定教科書の内容を復習させるという目的をもって行われていた。

等級制から学級制へ移行し、進級試験という学習動機を失った1900年代の小学生に対して、児童の学力増進や学習習慣の習得をめざした教師たちは、夏休みを利用した既習内容の復習を家庭の協力の元来实现しようとしていた。この復習を教師の負担を最小限とし、円滑に行うためには、国定教科書の内容に基づく復習が好都合であったということである。

折しも、日露戦争後、軍隊、官庁、そして、学校へ導入されるようになった、簡易印刷技術である蒟蒻版印刷、謄写版印刷、それに伴い、半紙による手習双紙から洋紙を利用した教育用ノートが小学校へ導入されたこと、より利用が簡易で、細密な文字を書くことができる鉛筆が導入されるようになったことを承けて、1900年代、様々な形の夏休みの宿題冊子としての「夏休帖」が出現するようになった。宿題をプリントして、配布し、それを綴じて提出させるという復習（自学）指導のスタイルが始まったということである。1910（明治43）年に、文部省普通学務局が夏季休業中の児童の復習に関する調査を行っていることから、夏休みの宿題は当時、広く尋常小学校において行われていたことが分かる。

最後に、宿題の目的や意義について、改めて考えてみたい。「宿題」は、今も昔も法的に規定されていたものではない。あくまでも、学級教授を効果的にするための手段である。夏休みの宿題が開始されて110年が経過した。現代では、夏休みに塾や習い事に通う児童は多く、宿題を遂行するために親の支援を必要とするものは多い、また、宿題が増えるということは、教師もその「処理」に追われる。もし、「夏休みの宿題」を学校の慣習として実施しているのであれば、その目的と意義、内容は、家庭と学校の間で常に見直されるべきであり、その指導については、共通の認識の下で行われるべきである。宿題に関する規定は法的に規定されているものではない。あくまでも、学校と家庭の指導方針の同意によって児童に対する学習指導が行われるべきである。

本研究は、前川財団2019年度助成事業「近代日本における尋常小学校の『夏休帖』等に関する研究」を受け、研究を行ったものである。

なお、本研究調査では、京都市学校歴史博物館、宮崎県文書センター、愛媛県西予市宇和文化の里開明学校より貴重な資料の提供を受けた。厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 文部科学省ホームページ「『宿題代行』への対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/syukudai/index.htm (2020年9月10日閲覧)
- 2) 工藤勇一「麹町中学校の校長が「宿題全廃」を決めた理由とは？」

<https://gentosha-go.com/articles/-/20179> (2020年9月11日閲覧)

- 3) 佐藤秀夫『学校教育うらおもて事典』小学館、2000年、100-105頁。
- 4) 有永真人は、著書『復習に関する研究』（宝文館、1909年）において、明治の開発教授法、問答法やヘルバルト学派による五段教授法に対する批判と、近代以前の復習・反復による学修の重要性について指摘し、有永が主事を務めていた鹿児島県師範学校附属小学校復習法の段階的指導の実際を著している。
- 5) 佐藤秀夫「書いてから綴じるか、綴じてから書くか」『ノートや鉛筆が学校を変えた』平凡社、1988年、135頁。

受付日 2020年9月30日

受理日 2020年10月28日

Abstract

The purpose of this study is to clarify the actual situation of summer vacation homework and the significance of summer vacation homework in Japanese elementary schools in the Meiji era by investigating and analyzing “夏休帖 (summer vacation book)” which is the homework of elementary school in the latter half of the Meiji era. “Summer vacation book” is a booklet that is compiled for the elementary school summer vacation homework seen in the late Meiji era.

As a result of this research, three facts were clarified. (1) Homework for elementary school summer vacation in the Meiji era appeared around 1910. (2) The content of the summer vacation homework reflected the content of the national textbook. (3) The contents of the summer vacation homework encouraged children to learn actively during the summer vacation. Around 1910, the homework for the summer vacation in Japanese elementary school was aimed at establishing academic ability through review. “Problems related to academic decline” during the transition period from the “grade system” to the “class system” existed in the background of the appearance of homework during the summer vacation.

Keywords: Summer Vacation Homework, Summer Vacation Book, Japanese Elementary School in Meiji Era